

規程No.
基本-100

富士精工株式会社定款

(2025年5月27日改正)

富士精工株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、富士精工株式会社と称し、英文では F U J I S E I K O L I M I T E Dと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 超硬工具、ダイヤモンド工具、その他の切削工具、工具保持具及び治具の製造販売
- (2) 金型の製造販売
- (3) 産業用機械設備及びその部品並びに附属品の製造販売
- (4) 自動車部品の製造販売
- (5) 金属表面処理加工
- (6) 研削砥石及び研磨材料の販売
- (7) 計測機械器具の製造及び販売
- (8) 中古設備及び関連する各種機械、装置、治具、その他工具類の中古品の買取と販売
- (9) 上記工具類、機械及び自動車部品の輸出入
- (10) 通信情報処理機器、自動設計製図システム、半導体集積回路の設計及びソフトウェアの開発設計並びに製造販売
- (11) 水浄化装置、空気清浄装置、殺菌・脱臭装置及び廃棄物処理装置の設計、製造、施工並びに販売
- (12) 損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (13) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業
- (14) 教育施設の運営・管理
- (15) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を豊田市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

できる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役

であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第39条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第40条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。